

介護認定審査会委員に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、静岡県内の各自治体より、一般社団法人静岡県介護福祉士会(以下「本会」という)に依頼があった「介護認定審査会」における介護認定審査会委員(以下「委員」という)について、介護福祉の専門性を有したものとして、本会が推薦する為のものである。

(運用)

第2条 この規程はあくまでも上記目的のためのものであり、委員は地方自治体の認定審査会における「会則」に則って運用されるものである。

(選出)

第3条 本会へ各自治体から委員の推薦依頼があった場合、以下の点について留意して選出し、本人へ依頼する。

1. 本会の会員から公正を図るために公募する。
2. 応募者は所定の書式により応募する。
3. 定員に過不足が生じた場合、ブロック担当等が公平に選出する。
4. 選出された委員は承諾書を提出する。

(報告)

第4条 委員は、上・下半期の年2回、個人情報以外の介護認定審査会の状況について本会へ活動報告(以下「報告」という)を、規定の書式により遅滞なく提出するものとする。

(研修)

第5条 静岡県主催又は各圏域で開催される委員に対する研修会には、特別な理由がない限り受講するものとする。

(謝金)

第6条 地方自治体の規定により支払われる謝金については、その労力から考えて、当該委員が受け取るものとする。

(任期)

第7条 委員の任期は2年又は3年(市町による)であり、任用された期間はその任を果たすことが原則であるが、事情により交代の必要がある時は、本会に申し出てしかるべき者と交代することができるものとする。

また、再任を妨げないが原則2期(4年又は6年)を限度とする。

(総括)

第8条 本会より推薦され、委員となった者の名簿管理等は、「本会事務局」が行なうものとする。

(その他)

第10条 必要に応じて「規程」の内容を介護認定審査会の実情にあった形で見直しできるものとする。

附 則

(施行期日)

1. この基準は2019年4月1日より施行する。

(適用)

2. 本規程以前に推薦された介護認定審査員に関しては「地方自治体の介護認定審査会委員に関する基準」(平成23年4月1日施行)を適用し、本規程施行以降は本規程による。